

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十七号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一第一号中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同表の一第二号中「七百円」を「七百二十円」に改め、同表の一第三号を削り、同表の一第四号中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同号を同表の一第三号とし、同表の一第五号及び第六号を削り、同表の一第七号中「五百円」を「五百十円」に改め、同号を同表の一第四号とし、同表の一中第八号から第十一号までを削り、同表の一第十二号中「九百円」を「九百二十円」に改め、同号を同表の一第五号とし、同表の一第十三号中「九百円」を「九百二十円」に改め、同号を同表の一第六号とし、同表の一第十四号中「九百円」を「九百二十円」に改め、同号を同表の一第七号とし、同表の一第十五号中「千円」を「千二十円」に改め、同号を同表の一第八号とし、同表の一第十六号中「千円」を「千二十円」に改め、同号を同表の一第九号とし、同表の一第十七号中「二千円」を「二千五十円」に改め、同号を同表の一第十号とし、同表の一第十八号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の一第十一号とし、同表の一第十九号中「千円」を「千二十円」に改め、同号を同表の一第十二号とし、同表の一第二十号中「八百円」を「八百二十円」に改め、同号を同表の一第十三号とし、同表の一第二十一号中「八百円」を「八百二十円」に改め、同号を同表の一第十四号とし、同表の一第二十二号中「八百円」を「八百二十円」に改め、同号を同表の一第十五号とし、同表の一第二十三号中「八百円」を「八百二十円」に改め、同号を同表の一第十六号とし、同表の一第二十四号中「八百円」を「八百二十円」に改め、同号を同表の一第十七号とし、同表の一第二十五号中「七百円」を「七百二十円」に改め、同号を同表の一第十八号とし、同表の一第二十六号中「七百円」を「七百二十円」に改め、同号を同表の一第十九号とし、同表の一第二十七号中「千円」を「千二十円」に改め、同号を同表の一第二十号とし、同表の一第二十八号中「八百円」を「八百二十円」に改め、同号を同表の一第二十一号とし、同表の一第二十九号中「二千百円」を「二千百六十円」に改め、同号を同表の一第二十二号とし、

同表の一第三十号中「千円」を「千二十円」に改め、同号を同表の一第二十三号とし、同表の一第三十一号を削り、同表の一第三十二号中「千百円」を「千百三十円」に改め、同号を同表の一第二十四号とし、同表の一第三十三号中「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同号を同表の一第二十五号とし、同表の一第三十四号中「二千六百円」を「二千六百七十円」に改め、同号を同表の一第二十六号とし、同表の一第三十五号中「三千五百円」を「三千百円」に改め、同号を同表の一第二十七号とし、同表の一第三十六号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第二十八号とし、同表の一第三十七号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第二十九号とし、同表の一第三十八号中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同号を同表の一第三十号とし、同表の一第三十九号中「千円」を「千二十円」に改め、同号を同表の一第三十一号とし、同表の一第四十号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第三十二号とし、同表の一第四十一号中「二千三百円」を「二千三百六十円」に改め、同号を同表の一第三十三号とし、同表の一第四十二号中「二千二百円」を「二千二百六十円」に改め、同号を同表の一第三十四号とし、同表の一第三十五号とし、同表の一第四十四号及び第四十五号を削り、同表の一第四十六号中「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同号を同表の一第三十六号とし、同表の一第四十七号中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同号を同表の一第三十七号とし、同表の一第四十八号中「九百円」を「九百二十円」に改め、同号を同表の一第三十八号とし、同表の一第四十九号及び第五十号を削り、同表の一第五十一号中「二千二百円」を「二千二百六十円」に改め、同号を同表の一第三十九号とし、同表の一第五十二号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第四十号とし、同表の一第五十三号中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同号を同表の一第四十一号とし、同表の一第五十四号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の一第四十二号とし、同表の一第五十五号中「千百円」を「千百三十円」に改め、同号を同表の一第四十三号とし、同表の一第五十六号中「千七百円」を「千七百四十円」に改め、同号を同表の一第四十四号とし、同表の一第五十七号中「千七百円」を「千七百四十円」に改め、同号を同表の一第四十五号とし、同表の一第五十八号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第四十六号とし、同表の一第五十九号中「千円」を「千二十円」に改め、同号を同表の一第四十七号とし、同表の一第六十号中「二千百円」を「二千百六十円」に改め、同号を同表の一第四十八

号とし、同表の一第六十一号中「千百円」を「千百三十円」に改め、同号を同表の一第四十九号とし、同表の一第六十二号中「五千五百円」を「五千六百五十円」に改め、同号を同表の一第五十号とし、同表の一第六十三号中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同号を同表の一第五十一号とし、同表の一第六十四号中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同号を同表の一第五十二号とし、同表の一第六十五号中「三千円」を「三千八十円」に改め、同号を同表の一第五十三号とし、同表の一第六十六号中「千九百円」を「千九百五十円」に改め、同号を同表の一第五十四号とし、同表の一第六十七号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第五十五号とし、同表の一第六十八号を削り、同表の一第六十九号中「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同号を同表の一第五十六号とし、同表の一第七十号を削り、同表の一第七十一号中「二千円」を「二千五十円」に改め、同号を同表の一第五十七号とし、同表の一第七十二号中「三千七百元」を「三千八百円」に改め、同号を同表の一第五十八号とし、同表の一第七十三号中「三千三百円」を「三千三百九十円」に改め、同号を同表の一第五十九号とし、同表の一第七十四号中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同号を同表の一第六十号とし、同表の一第七十五号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の一第六十一号とし、同表の一第七十六号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の一第六十二号とし、同表の一第七十七号中「千六百元」を「千六百四十円」に改め、同号を同表の一第六十三号とし、同表の一第七十八号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第六十四号とし、同表の一第七十九号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第六十五号とし、同表の一第八十号中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同号を同表の一第六十六号とし、同表の一第八十一号中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同号を同表の一第六十七号とし、同表の一第八十二号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の一第六十八号とし、同表の一第八十三号中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同号を同表の一第六十九号とし、同表の一第八十四号中「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同号を同表の一第七十号とし、同表の一第八十五号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第七十一号とし、同表の一第八十六号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の一第七十二号とし、同表の一第八十七号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の一第七十三号とし、同表の一第八十八号中「二千円」を「二千五十円」に改め、同号を同表の一第七十四号とし、同表の一第

八十九号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の一第七十五号とし、同表の一第九十号中「二千九百円」を「二千九百八十円」に改め、同号を同表の一第七十六号とし、同表の一第九十一号中「三千百円」を「三千百八十円」に改め、同号を同表の一第七十七号とし、同表の一第九十二号中「千六百円」を「千六百四十円」に改め、同号を同表の一第七十八号とし、同表の一第九十三号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第七十九号とし、同表の一第九十四号を削り、同表の一第九十五号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第八十号とし、同表の一第九十六号を削り、同表の一第九十七号中「二千四百円」を「二千四百六十円」に改め、同号を同表の一第八十一号とし、同表の一第九十八号中「千百円」を「千百三十円」に改め、同号を同表の一第八十二号とし、同表の一第九十九号中「千円」を「千二百円」に改め、同号を同表の一第八十三号とし、同表の一第一百号中「千百円」を「千百三十円」に改め、同号を同表の一第八十四号とし、同表の一第一百一号中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同号を同表の一第八十五号とし、同表の一第一百二号中「千六百円」を「千六百四十円」に改め、同号を同表の一第八十六号とし、同表の一第一百三号中「千百円」を「千百三十円」に改め、同号を同表の一第八十七号とし、同表の一第一百四号中「千七百円」を「千七百四十円」に改め、同号を同表の一第八十八号とし、同表の一第一百五号中「千円」を「千二十円」に改め、同号を同表の一第八十九号とし、同表の一第一百六号中「千百円」を「千百三十円」に改め、同号を同表の一第九十号とし、同表の一第一百七号中「千円」を「千二十円」に改め、同号を同表の一第九十一号とし、同表の一第一百八号中「千円」を「千二十円」に改め、同号を同表の一第九十二号とし、同表の一第一百九号中「千百円」を「千百三十円」に改め、同号を同表の一第九十三号とし、同表の一第一百十号中「二千五百円」を「二千五百七十円」に改め、同号を同表の一第九十四号とし、同表の一第一百十一号中「千六百円」を「千六百四十円」に改め、同号を同表の一第九十五号とし、同表の一第一百十二号中「二千三百円」を「二千三百六十円」に改め、同号を同表の一第九十六号とし、同表の一第一百十三号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第九十七号とし、同表の一第一百十四号中「二千円」を「二千五十円」に改め、同号を同表の一第九十八号とし、同表の一第一百十五号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の一第九十九号とし、同表の一第一百十六号中「二千三百円」を「二千三百六十円」に改め、同号を同表の一第一百十七号とし、同表の一第一百十七号中「二千五百円」を「二千五百七十円」に改め、同号を同表の一第一百一

とし、同表の第一百十八号中「千六百元」を「千六百四十円」に改め、同号を同表の第一百二号とし、同表の第一百十九号中「五千六百元」を「五千七百六十円」に改め、同号を同表の第一百三号とし、同表の第一百二十号中「千六百元」を「千六百四十円」に改め、同号を同表の第一百四号とし、同表の第一百二十一号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の第一百五号とし、同表の第一百六号とし、同表の第一百七号とし、同表の第一百二十四号を削り、同表の第一百二十五号中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同号を同表の第一百八号とし、同表の第一百二十六号中「二千百元」を「二千百六十円」に改め、同号を同表の第一百九号とし、同表の第一百二十七号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第一百十号とし、同表の第一百二十八号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第一百十一号とし、同表の第一百二十九号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第一百十二号とし、同表の第一百三十号中「千六百元」を「千六百四十円」に改め、同号を同表の第一百十三号とし、同表の第一百三十一号中「千七百元」を「千七百四十円」に改め、同号を同表の第一百十四号とし、同表の第一百三十二号中「千六百元」を「千六百四十円」に改め、同号を同表の第一百十五号とし、同表の第一百三十三号中「二千四百円」を「二千四百六十円」に改め、同号を同表の第一百十六号とし、同表の第一百三十四号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第一百十七号とし、同表の第一百三十五号を削り、同表の第一百三十六号中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同号を同表の第一百十八号とし、同表の第一百三十七号中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同号を同表の第一百十九号とし、同表の第一百三十八号中「二千六百元」を「二千六百七十円」に改め、同号を同表の第一百二十号とし、同表の第一百三十九号中「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同号を同表の第一百二十一号とし、同表の第一百四十号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の第一百二十二号とし、同表の第一百四十一号中「千六百元」を「千六百四十円」に改め、同号を同表の第一百二十三号とし、同表の第一百四十二号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第一百二十四号とし、同表の第一百四十三号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第一百二十五号とし、同表の第一百四十四号中「二千九百元」を「二千九百八十円」に改め、同号を同表の第一百二十六号とし、同表の第一百四十五号中「

千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の第一百二十七号とし、同表の第一百四十六号中「三千五百円」を「三千六百円」に改め、同号を同表の第一百二十八号とし、同表の第一百四十七号中「二千六百円」を「二千六百七十円」に改め、同号を同表の第一百二十九号とし、同表の第一百四十八号を削り、同表の第一百四十九号中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同号を同表の第一百三十号とし、同表の第一百五十号中「二千五百円」を「二千五百七十円」に改め、同号を同表の第一百三十一号とし、同表の第一百五十一号中「二千二百円」を「二千二百六十円」に改め、同号を同表の第一百三十二号とし、同表の第一百五十二号中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同号を同表の第一百三十三号とし、同表の第一百五十三号中「千八百五十円」に改め、同号を同表の第一百三十四号とし、同表の第一百五十四号中「千六百円」を「千六百四十円」に改め、同号を同表の第一百三十五号とし、同表の第一百五十五号中「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同号を同表の第一百三十六号とし、同表の第一百五十六号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の第一百三十七号とし、同表の第一百五十七号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の第一百三十八号とし、同表の第一百五十八号中「二千七百円」を「二千七百七十円」に改め、同号を同表の第一百三十九号とし、同表の第一百五十九号中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同号を同表の第一百四十号とし、同表の第一百六十号中「二千円」を「二千六十円」に改め、同号を同表の第一百四十一号とし、同表の第一百六十一号中「千七百円」を「千七百四十円」に改め、同号を同表の第一百四十二号とし、同表の第一百六十二号中「二千六百円」を「二千六百七十円」に改め、同号を同表の第一百四十三号とし、同表の第一百六十三号中「二千三百円」を「二千三百六十円」に改め、同号を同表の第一百四十四号とし、同表の第一百六十四号中「七千六百円」を「七千八百十円」に改め、同号を同表の第一百四十五号とし、同表の第一百六十五号中「四千二百円」を「四千三百二十円」に改め、同号を同表の第一百四十六号とし、同表の第一百六十六号中「二千五百円」を「二千五百七十円」に改め、同号を同表の第一百四十七号とし、同表の第一百六十七号を削り、同表の第一百六十八号中「二千円」を「二千五十円」に改め、同号を同表の第一百四十八号とし、同表の第一百六十九号中「二千八百円」を「二千八百八十円」に改め、同号を同表の第一百四十九号とし、同表の第一百七十号中「四千四百円」を「四千五百二十円」に改め、同号を同表の第一百五十号とし、同表の第一百七十一号中「四千四百円」を「四千五百二十円」に改め、同号を同表の一

第百五十一号とし、同表の第百七十二号中「二千三百円」を「二千三百六十円」に改め、同号を同表の第百五十二号とし、同表の第百七十三号中「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同号を同表の第百五十三号とし、同表の第百七十四号中「千七百円」を「千七百四十円」に改め、同号を同表の第百五十四号とし、同表の第百七十五号中「二千三百円」を「二千三百六十円」に改め、同号を同表の第百五十五号とし、同表の第百七十六号中「千六百円」を「千六百四十円」に改め、同号を同表の第百五十六号とし、同表の第百七十七号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第百五十七号とし、同表の第百七十八号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第百五十八号とし、同表の第百七十九号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の第百五十九号とし、同表の第百八十号中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同号を同表の第百六十号とし、同表の第百八十一号中「二千三百円」を「二千三百六十円」に改め、同号を同表の第百六十一号とし、同表の第百八十二号中「二千三百円」を「二千三百六十円」に改め、同号を同表の第百六十二号とし、同表の第百八十三号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第百六十三号とし、同表の第百八十四号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第百六十四号とし、同表の第百八十五号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第百六十五号とし、同表の第百八十六号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第百六十六号とし、同表の第百八十七号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の第百六十七号とし、同表の第百八十八号中「二千円」を「二千六十円」に改め、同号を同表の第百六十八号とし、同表の第百八十九号中「二千円」を「二千六十円」に改め、同号を同表の第百六十九号とし、同表の第百九十号中「三千円」を「三千六十円」に改め、同号を同表の第百七十号とし、同表の第百九十一号中「三千五百円」を「二千五百七十円」に改め、同号を同表の第百七十一号とし、同表の第百九十二号中「六千二百円」を「六千三百七十円」に改め、同号を同表の第百七十二号とし、同表の第百九十三号中「五千八百円」を「五千九百六十円」に改め、同号を同表の第百七十三号とし、同表の第百九十四号中「三千五百円」を「三千六百円」に改め、同号を同表の第百七十四号とし、同表の第百九十五号中「二千四百円」を「二千四百六十円」に改め、同号を同表の第百七十五号とし、同表の第百九十六号中「千七百円」を「千七百四十円」に改め、同号を同表の第百七十六号とし、

同表の一第百九十七号中「四千六百元」を「四千七百三十円」に改め、同号を同表の一第百七十七号とし、同表の一第百九十八号中「四千二百円」を「四千三百二十円」に改め、同号を同表の一第百七十八号とし、同表の一第百九十九号中「二千五百円」を「二千五百七十円」に改め、同号を同表の一第百七十九号とし、同表の一第百二号中「千三百円」を「千三百三十円」に改め、同号を同表の一第百八十号とし、同表の一第百一号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同号を同表の一第百八十一号とし、同号の次に次の八号を加える。

182	P C R システム	〃	千五百円
183	においかぎ付きガスクロマトグラフ質量分析計	〃	千八百円
184	ガスクロマトグラフ質量分析計	〃	千九百円
185	におい識別装置	〃	千五百円
186	ニット編機	〃	千四百円
187	荷重たわみ温度試験機	〃	千九百円
188	微小部 X 線応力測定装置	〃	五千百円
189	偏光顕微鏡システム	〃	千五百円

別表の一第百二二号を同表の一第百九十号とする。

別表の二第一号中「二千百円」を「二千百六十円」に改め、同表の二第二号中「千二百円」を「千二百三十円」に改め、同表の二第三号及び第四号中「九百円」を「九百二十円」に改め、同表の二第五号中「八百円」を「八百二十円」に改め、同表の二第六号及び第七号中「九百円」を「九百二十円」に改め、同表の二第八号中「八百円」を「八百二十円」に改め、同表の二第九号中「九百円」を「九百二十円」に改め、同表の二第十号中「二千八百円」を「二千八百八十円」に改め、同表の二第十一号中「二千四百円」を「二千四百六十円」に改め、同表の二第十二号中「千四百円」を「二千三百八十円」に改め、同表の二第十三号中「二千二百円」を「二千二百六十円」に改め、同表の二第十四号中「千円」を「千二十円」に改め、同表の二第十五号中「九百円」を「九百二十円」に改め、同表の二第十六号中「七百円」を「七百二十円」に改め、同表の二第十七号から第二十号までの規定中「八百円」を「八百二十円」に改め、同表の二第二十一号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同表の二第二十三号中「二千百円」を「二千百六十円」に改め、同表の二第二十四号中「三千三百円」を「三千三百九十円」に

改め、同表の二第二十五号から第二十九号までの規定中「九百円」を「九百二十円」に改め、同表の二第三十号中「千円」を「千二十円」に改め、同表の二第三十一号及び第三十二号中「八百円」を「八百二十円」に改め、同表の二第三十三号中「五千五百円」を「五千六百五十円」に改め、同表の二第三十四号中「二千四百円」を「二千四百六十円」に改め、同表の二第三十五号から第三十七号まで及び第四十号中「九百円」を「九百二十円」に改め、同表の二第四十一号中「千百円」を「千百三十円」に改め、同表の二第四十二号中「千円」を「千二十円」に改め、同表の二第四十三号中「二千円」を「二千五十円」に改め、同表の二第四十四号中「千円」を「千二十円」に改め、同表の二第四十五号中「千四百円」を「千四百四十円」に改め、同表の二第四十六号中「三千九百円」を「四千十円」に改め、同表の二第四十七号中「二千円」を「二千五十円」に改める。

別表の三中「四千五百円」を「四千六百二十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。